

平成26年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成26年6月27日（金曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 第41号議案から第51号議案まで並びに
第1号報告及び第2号報告
(委員長報告・委員長報告に対する質
疑・討論・表決)
- 日程第2 第52号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 第53号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第54号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 第55号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 議案第2号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第7 意見書案第3号及び意見書案第4号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- 1 番 土 谷 信 也
- 2 番 近 藤 紀 男
- 3 番 成 重 博 文
- 4 番 安 達 隆
- 5 番 山 田 秀 夫
- 6 番 松 本 博 彰
- 7 番 中山田 健 晴
- 8 番 河 野 徳 久
- 9 番 明 石 光 子
- 10 番 土 谷 力
- 11 番 村 上 和 人
- 12 番 駕 海 政 幸
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 川 原 直 記
- 16 番 河 野 正 春
- 17 番 山 本 博 文
- 18 番 菅 健 雄
- 19 番 徳 永 浄

20 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清 水 栄 二
庶務係 長	次 郎 丸 浩 一
議事係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	駕 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	

	甲 斐 智 光
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼建設課長	筒 井 正 之
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総務課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	河 野 真 一
地 域 活 力 創 造 課 長	藤 重 深 雪
市 民 課 長	山 田 真 一
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	植 田 克 己
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	後 藤 史 明
環 境 課 長	榎 本 久 光
商 工 観 光 課 長	安 田 祐 一
農 林 振 興 課 長	大 力 雅 昭
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
上 下 水 道 課 長	中 尾 勉
福 祉 事 務 所 長	川 口 達 也
総務課 広報担当官兼秘書広報係長	

都 甲 さおり

総務課 人事給与係長	丸 山 野 幸 政
------------	-----------

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清
教育庁学校教育課長	小 川 匡

○議長（河野正春君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

6月27日

日程第1、第41号議案から第51号議案まで並びに第1号報告及び第2号報告を一括議題といたします。これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中山田健晴君。

○総務委員長（中山田健晴君） 総務委員長報告を行います。去る6月23日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されおり、補正額は、1億9,292万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、153億7,689万9,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、ふるさと納税者が当初見込みより大幅に増加しているため、記念品代等を増額する「豊後高田ふるさと応援寄附金推進事業」に要する経費や、地域振興基金の積み立てを行う「基金管理費」などが計上されています。

審査の結果、第41号議案のうち本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第42号議案、平成26年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入予算の内容については、一般会計繰入金で財源措置されており、補正額は、126万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、5億4,082万2,000円となっています。

歳出予算の内容については、セット・トップ・ボックスの設置業務委託料として「ケーブルテレビ施設整備事業費」が計上されています。

審査の結果、第42号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第43号議案から第45号議案までについてですが、関連がありますので、一括議題としました。

豊後高田市新庁舎建設及び総合庁舎改修工事の建築主体工事、電気設備工事、及び機械設備工事について、それぞれ、請負契約の締結をするものでございます。

審査の結果、第43号議案から第45号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、工事請負契約の締結について（消防

救急デジタル無線・通信指令設備整備工事）は、消防救急デジタル無線・通信指令設備整備工事の請負契約を締結するものでございます。

審査の結果、第46号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、損害賠償の額の決定及び示談については、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額の決定及び示談をするものでございます。

審査の中で委員より、「公用車は任意保険に入っているのか」という質疑が出され、執行部からは、「すべての車両が入っており、この金額すべて保険から出されます」との答弁がありました。

審査の結果、第47号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、豊後高田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴う消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部改正により、これに準じて消防団員への退職報奨金の支給額を、一部例外はありますが、一律5万円引き上げるものでございます。

審査の結果、第48号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、火気器具等の取り扱いに関する規定を整備するとともに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、火災予防上必要な業務計画等を義務付けるものであります。

審査の結果、第49号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、早急に所用の規定の整理を行う必要が生じたため、平成26年3月31日に専決処分として条例の改正をしたので報告があったものです。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 社会文教委員長報告を行います。去る6月24日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件と報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、保育所の施設整備に要する経費の一部を補助する「保育所緊急整備事業費」、長期休暇等を利用して学習や体験活動等を行う放課後児童クラブに対し、ボランティア講師に要する経費を補助する「放課後児童クラブ推進事業費」などが計上されています。衛生費では、さまざまな運動教室の開催により、市民の運動習慣の定着をはかることを目的とした運動指導者を養成するための地域おこし協力隊を雇用する「健康づくり支援事業」に要する経費、胃ガンのリスクを高めるとされるピロリ菌に関する知識の普及・啓発及びピロリ菌検査を実施し、早期発見・治療による胃ガン予防対策に取り組む「ピロリ菌除菌プロジェクト事業」に要する経費などが計上されています。教育費では、若宮八幡神社の保存・継承のための文化財指定に向けた調査事業を行う「文化財保護事業」に要する経費が計上されています。

審査の中で委員より、「ピロリ菌の除菌に関する市民参加の状況」、「男性の育児参加の状況及び育児休暇の取得状況」、「歩数計の申し込み数」、「放課後児童クラブの講師を希望している児童クラブ数」、「文化財保護事業の委託先」、などについて質疑や意見が出されました。

審査の結果、第41号議案のうち本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、豊後高田市健康交流センター花いろ条例の一部改正については、温泉棟の既存の入浴施設を改修し、家族風呂を提供するにあたり、新たに利用料金を設定するため改正を行うものです。

審査の中で委員より、「利用料金設定の根拠」、「家族風呂を提供することによる事業効果」などについて、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第50号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、豊後高田市就学指導委員会条例の一部改正については、障がいのある児童・生徒の就学先決定のみならず、その後の一貫した教育支援についても助言及び支援を行うため、豊後高田市就学指導委員会の名称を豊後高田市教育支援委員会に改正するなど、所要の規定の整備をするものです。

審査の中で委員より、「障がいのある児童・生徒の対象者数」について、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第51号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、早急に所用の規定の整理を行う必要が生じたため、平成26年3月31日に専決処分条例の改正をしたので報告があったものです。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等の課税限度額及び介護納付金の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げるものなどです。

審査の中で委員より、改正したことによる影響者の人数と影響額について、質疑が出されました。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、駕海政幸君。

○産業建設委員長（駕海政幸君） 皆さん、おはようございます。

産業建設委員長報告を行います。去る6月25日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、労働費では、緊急雇用創出事業を活用し、シルバー人材センターにおいて地域の求職者を雇用し、営業活動による業務の確保により、高齢者を就業に結びつけることで、高齢者の就業促進を図る「高齢者地域就業促進事業」に要する経費などが計上されております。農林水産業費では、豊後高田そばの消費拡大をめざし、製粉施設やそば屋の整備を行うために助成する「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業」に要する経費、特産品の開発や地域資源の魅力向上により、田

染地区の農業と観光が調和した地域づくりを行う「田染地区農業と観光が調和した地域づくり事業」に要する経費などが計上されています。商工費では、花いろ温泉、夷谷温泉の活性化を図るため、施設の改修をする「くにさき六郷温泉活性化事業」に要する経費、緊急雇用創出事業を活用し、地元で働きたい若者等の人材育成を行う「豊後高田市地域人材育成事業」に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「夷谷温泉の改修内容及び工事期間」、「豊後高田おせちの昨年の実績及び評価」、「働くママ就業支援事業の定員及び研修回数」などについて、質疑が出されました。

審査の結果、第41号議案のうち本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（河野正春君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

総務委員長に、第43号議案の、先ほどの委員長報告に対する質疑をいたします。

第43号議案は、市役所の庁舎の建設、その建築主体工事の工事請負契約を締結する議案でありまして、総額20億円近い金額で、これまで市政が始まって以来の大型な公共工事になります。本会議でも議論されてきましたように、この入札が1企業体だけの入札になっています。これも、私も43年間議員を務めておりますけれども、こういうことも異例のことです。初めてのことで、そのことについて、公正な、これで入札ができたのかどうかというような質疑や意見などが出されなかったのかどうか一つです。

二つ目は、なるべく下請にしろ、原材料などにしろ、現地、豊後高田市内で調達できるものは調達を。これだけ仕事なくて、市内の中小業者も大変な事態になっているだけに、やっぱり特定の企業だけの山分けじゃなくて、多くの事業者が経済的恩恵を受けるようにすべきだということも本会議で議論になりましたが、そのときに、サッシについて、

ガラスやサッシについては、最初の答弁では考えてないということだったんだけど、私が指摘をして、検討しようということになりましたわね。サッシ関係、ガラス関係の業者についても、高田の業者で仕事が与えられるのかどうかというのは、非常に関心事なんです。総務委員会の中で、その辺、どういう議論になったのか、執行部から検討した結果、どういった報告があったのか、明らかにしていただきたいと思っております。

次が、第1号報告、市の税条例の一部改正についてです。先ほどの報告を耳を澄まして聞いておりましたら、もう地方税法の改正に伴って、早急な事務処理が必要だから、専決処分をしたことなんだから、異議なく承認したということでしたが、この中身については、あと、反対討論でも明らかにしたいと思っております。大変な問題があるんですけども、こういう大事な問題を総務委員会に専決処分する前に、何らかの協議ですかね、があったのかどうか。市長が一般質問でも、執行権だということを含んでいましたけれども、何でもかんでも、議会は事後承認すればいいということにならないと思うんでね、せめて、総務委員長なり、議長なりには、専決処分の事前協議があったと思うんですけどね、市民の前に明らかにしていただきたい。

それから、いろいろ問題があるんですけども、長く申しませんが、質疑は、一つは軽自動車の関係で、自家用車を持つ方は、税金が1.5倍になる。軽トラ、貨物車の方は1.25倍に税金が増税されるんですよ。それから、原付二輪車の関係ですね、農機具も含めてですが、これが平均して1.5倍ですが、特に、増税になるのが、小さなバイク、50cc以下については、2倍に税金がはね上がります。これは、市民にとっても大変大きな痛手になることは間違いありません。特に、消費税が8%になり、また来年10%に引き上げようと言われておりますけれども、二重、三重の市民の負担になると思うんですが、こういう大事な問題で、どのような議論をされたのか。大体、軽自動車の自家用車でどれぐらい、貨物車でどれぐらいの増税になる。市全体ではどのぐらいの増税になるというような、今回は議会が議決したんじゃないんや。もう実際に市長の権限で専決処分しているわけですけども、専決処分によって、市民が増税になる影響について、何人かの議員から意見が出たのか、質疑があったのかどうか、その審議の状況について説明していただきたらと思っております。

以上です。

○議長(河野正春君) 総務委員長、中山田健晴君。
○総務委員長(中山田健晴君) それでは、お答えします。

第1点目の第43号議案の請負契約について、公平性について質疑があったかということですが、質疑はございませんでした。

2点目の、サッシ、ガラスについての業務についての質疑もございませんでした。

3点目の、市税条例の一部改正につきましては、委員会への事前の内容の説明、協議があったかということですが、それもございませんでした。

それから、4点目の自動車税の関係につきましても、質疑はございませんでした。

以上です。

○議長(河野正春君) ほかに質疑はありませんか。
大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 後で、議員の定数を2人削減する条例が出るんですけども、やっぱり市民の皆さんは、議員が市民のためにどのような議論をしているかというのは、注目しているんですよ。その姿が見えないからね、もう議員は少なくともいいじゃないかと、極端な人は議会なんか要らんのかなという批判の声が出るほどなんですよ。

だから、私は議会というのは、ケーブルテレビに映るのは、それは今のところ豊後高田だけは、一般質問の模様だけなんです。ほかのところは全部映すところもありますけど、ほとんどが全部映しているんですよ。

しかし、市長から提案された議案は、今は各常任委員会に付託されて、ここは質問時間の制限がないんですよ。本会議では1人1時間しかできない部分があるんですね。だから、常任委員会では十分市民が納得できるような審議をするというのが、これは議会のあり方だと思うんですよ。

そこでね、本会議で問題になった1企業体だけで公平な入札ができたのかという議論がね、全然何もないというのはね、これは驚きですよ、市民から見れば。

あるいは、これだけの市政史上初めての大型の公共工事で地元の業者にどれだけ仕事が回るのか、雇用がどれだけふえるのかというのは、本当に大事な問題なんですよ、経済的効果の問題ね。これで、サッシはとれるかどうか、私が指摘しましたように、その消防署を建てたときには地元の業者、隣の図書

館のときには、地元の業者はとれてないんですよ。だから、やっぱり、今度の庁舎については、地元の業者でサッシやガラスを入れるようにさせんといかんと思うんですけどね。そういうことの議論がされてないと、これでよいんでしょうか。

それでね、あと市税の専決処分の問題でも、こんな大事な問題で、事前に議長に相談があったのかもかもしれませんが、総務委員会には相談がないと。私はね、総務委員長から、今後はこういう専決処分をする場合には、最低、常任委員会には事前報告しろというぐらいな申し入れをしてもらいたいと思うんですよ。それでないと、議会はなめてなめてなめ切られたことになっているんじゃないですか。市長がしたことにおまえたちは何を言うのかと、事後承認しろと言うだけでしょ。それでは、市民から見れば、議会の機能を十分果たしているんだろうかということになりますんでね、その辺、どうなのかね。

それから、私が言った1.5倍、あるいは1.25倍、大きいところでは2倍も税金が上がるのにね、全然そういうことが市民の前に浮き彫りにならないということは、ちょっとやっぱり議会審議上、市民から見たら、納得できないと思うんですけども、その辺、委員長、どう思いますか。今後、もう少し、市民がなるほど立派な審議しようというような常任委員会の審議にしてもらいたいと私は思うんですけど、その辺、どうなんでしょうか。

以上です。

○議長(河野正春君) 総務委員長、中山田健晴君。
○総務委員長(中山田健晴君) 大石議員にお答えします。

何か今のお話を聞きますと、我々総務委員会の委員会では質疑をなされてないような言い方ですが、それぞれ個人の委員さんは、個人の責任を持って、ちゃんと執行部の説明を聞いた中で、考えたうちで質疑がなかったということで、理解ができたということでもありますんで、先ほど言いました、質疑をしてないとかいう言葉は撤回してください。私は委員長として、大変、委員会の皆さんに申しわけございません。

内容につきまして、いい悪いは、それは個人の考えがありますんで、内容、議論してないとかいう言葉は取り下げてください。お願いします。

○議長(河野正春君) 質問者も答弁者も、質問者は質問のみ、答弁者は質問のあった内容についてのみ答弁するように願いたいと思います。よろしく

6月27日

お願いします。

○総務委員長（中山田健晴君） 私は常任委員会委員長として、委員会でちゃんと質疑しているのに、その件について、ああいうふうに言われると、大変私は悔しい思いますんで、その辺を理解してください。だから、今答弁しました。以上です。

○議長（河野正春君） 委員長の気持ちはよくわかりますので、この点につきましては、また代表者会議等で議論を尽くしたいというふうに思います。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 私が最初に質疑したのは、やっぱり市庁舎の建設問題で、市民の関心が高いからね、本会議でも議論したのに、さらに常任委員会ではもっと深く審議されたものと思うのは当たり前でしょう。

それが何もなかった、なかった、なかったと言うからね、私が聞こうとしている問題は、市民が納得できるような審議してないじゃないかという指摘をしたんですよ、そうじゃないんですかね。

全然、そのことで質疑、意見もなかったというんでしょう。それでは市民は納得できないんじゃないんですかということを知っているんですよ。

それからね、市税条例の関係では、こんな、直接市民に影響がある問題でね、議会にも相談せんまんま、市長が専決処分をしたんですよ。後、おまえたちは従えという、専決処分でしょう、事後承認でしょう。このことによって、軽自動車とか、バイクとかで、それぞれ市民の税金がどれだけ増収になったのか、そういうことが議論になったんですかと聞いたわけよね。全然ないちゅうからね、それでは、一番市民の関心事は議論したということにならないじゃないですかと指摘をしたんですよ。それが取り消さなならんようなことなんですか。

だから、今後、市民から議員を減らせ減らせ、議員は要らんじゃないかと言われるような議会じゃなくて、もっと市民の負託に応じて、十二分な議論をするような議会になってほしいと思うからね、どういう審議をしたかということを知っているんです。

委員長報告では、何もなく、全会一致で承認したと言うからね、知っているんですから。聞くのは、当然じゃないですか。はい、はい、ちゅうわけにいかんでしょうが。

以上です。

○議長（河野正春君） 総務委員長、中山田健晴君。

○総務委員長（中山田健晴君） 1点だけ訂正させ

ていただきます。

済みません、市税条例の一部改正につきまして、専決処分につきましては、3月の末に私のほうに報告を受けておりました。時間がたって、私の記憶違いで、大変失礼しました。訂正させていただきます。

そして、審査の内容につきましては、慎重審査しましたので、それでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

私は、第1号報告、市税条例の改正について、ことしの3月20日に可決をした地方税法の改正に伴って、市長が専決処分をした議案ですけれども、その中には、市民が直接影響を受ける軽自動車、あるいは農機具の関係、バイク関係など、増税の内容になっておりますので、同意することはできません。よって、反対討論をしたいと思います。

今回の改定は、政府が自動車業界の要望に応じて、自動車の取得税を減税、後一、二年後には廃止をする。その減税のツケを軽自動車の増税で補おうとするものであります。

軽自動車税については、2014年、ことしの4月以降に購入した車から2016年分から標準税率を、自家用車については1.5倍、貨物車など、その他の車については1.25倍に引き上げる内容です。

原付及び二輪車の標準課税が1.5倍に引き上げられます。とりわけ、50cc以下の原付については、税率の引き上げ幅が大きく、一気に2倍になっています。原付及び二輪車については、登録制がないために、新車とか中古車の区別がありません。新税率の限定措置がとられていません。それぞれ増税になります。日本国内における軽自動車の普及状況というのは、新車販売状況をテレビなどで見ましても、4割近い普及になっております。これは、車検や維持管理費などの経費が普通車よりも安いということから普及されているようではありますが、今回、この市税条例の改定によって、軽自動車や、あるいはバイク、農機具などを持たれている方については、経済

的負担の大きな痛手になると思います。住民にとっては、ことしの4月から消費税が増税されました。これ以上の増税は許されませんが、また来年も、心配される状況になっておりますが、これでは消費税が上がる、軽自動車関係が増税される、住民にとっては二重の負担になりますので、こういうことを事後承認することについては、私は納得できません。

よって、この議案の承認に反対いたしますので、議員の皆さんのご賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わりたいと思います。

○議長（河野正春君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第1号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第1号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号報告について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第1号報告は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第1号報告は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野正春君） 日程第2、第52号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第52号議案は、教育委員会委員の任命についてでございます。本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員に、松田高明氏を再任いたしたい

ので、同意を求めるとでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第52号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） この市長が提案された松田氏については、これまで現職の教育委員なんです、これまで私が長年問題にしてきました小・中学校の普通教室にエアコン設置をという問題で、私かなり何か所かの教育委員会の実態を調べてみましたけれども、高田については、教育長の説明では、エアコン設置については、教育委員会で議題にしたことがないという説明がありました。

しかし、何人かの委員は、学校巡視の中で、やっぱり今の時期だから、エアコン設置が必要という意見もあったという説明も苦し紛れにありました。ようやく、来年度から設置に向けて、大きく動き始めましたが、この松田氏については、エアコン設置については、ぜひ早急に設置をしようという推進派なのか、いや、まだ財源的にも問題やし、云々という形で、消極派なのか、市民の前に明らかにしてください。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 大石議員のご質問にお答えをいたします。

エアコン設置につきましては、一般質問の折にも申し上げましたけれども、教育委員会の中で、数回にわたって協議をしてきました。その際に、全員の委員さんが設置については、十分理解をし、そして今のような熱中症の多い時期でありますから、なるべく早くという、そういう考えでありますし、松田現委員さんもそういう考えであります。

以上であります。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

6月27日

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第52号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第52号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第3、第53号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第53号議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する3名の固定資産評価審査委員会委員に、塩崎愛子氏、渡邊功司氏、桑原 猛氏を選任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第53号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第53号議案を採決いたします。

本案中、塩崎愛子氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、塩崎愛子氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決しました。

次に、本案中、渡邊功司氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、渡邊功司氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決しました。

次に、本案中、桑原 猛氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、桑原 猛氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第4、第54号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第54号議案は、人権擁護委員の推薦についてございまして、本年9月30日をもって任期が満了となる2名の人権擁護委員に小野俊久氏及び河野洋美氏を推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第54号議案を被推薦人ごとに採決いたします。

本案中、小野俊久氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、小野俊久氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

次に、本案中、河野洋美氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、河野洋美氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第5、第55号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第55号議案は、固定資産評価員の選任についてでございます。固定資産評価員に税務課長の後藤 勲氏を選任いたしたいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第55号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第6、議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第2号、豊後高田市議会議員定数条例の一部改正についてでございます。

今回の本市議会議員の一般選挙から議員定数を20人から18人に削減するものでございます。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

議案第2号、定数を2人削減する定数改定条例に反対討論をいたします。

皆さんご承知のように、安倍政権にかわりましてから、消費税の増税や、年金の引き下げ、医療や介護の改悪、さらには秘密保護法の制定や、今度は憲法解釈の変更を閣議決定でやろうと、次から次へと暴走を繰り返してございまして、多くの国民が不安の声を上げています。

こういう情勢のもとで、地方自治体は国の悪政から市民をどう守っていくのか、市民を守る防波堤としての役割を果たすことが求められていると思えますし、特に我々20人の議員の役割は大きくなっていると思えます。

私は、議会の役割について、簡単に言えば3つにまとめられると思うんですか、1つは、議員が市民の意見や要望をよく聞いて、民意を市政に反映させる、市民と市政をつなぐパイプ役を果たすことであり、一言で言うならば、民意を反映させる役割を担っていると思えます。

2つ目には、市長の行財政運営を市民の立場から監視をし、公正・民主的で効率的な行政が行われているかどうか、批判をする、チェックをする役割です。一言で言うならば、納めた税金が本当に公平に市民のために使われているのか、税金の無駄遣いはないのか、しっかりとチェックをする役割を果たすことだと思えます。

3つ目は、条例の制定や、予算の議決を初め、市民の意見に応じて政策提言をする、政策的立案、特に今、全国議長会などで問題になっているのは、議員が一般質問などで政策を述べるだけじゃなくて、やっぱり条例化して、議員提案で市民の願いを実現するための条例を出して、議会で決めて、市民のために働くことが求められていると思えます。

しかし、高田の議会の現状というのは、市民のために果たして日常的に献身的に活動しているだろうか。市民の目にこの姿が本当に映っているだろうか。それぞれの議員は頑張っているかもしれませんが、なかなか市民の目線で見れば、議員の日常活動が目には映らない状況にあります。

だから、議員は何をしているのか、さっぱりわからんと、何でも市長の言いなりじゃなくて、もっと市長に物を言える議員にならないかんじゃないかと。黙って座っているだけでいいんかと、それは議員は、

そんなに20人も要らん、減らしてくれという声が出るのは当然であり、私も多くの皆さんから、私の支持者からも議員を減らそうという声も聞いております。

その前提になるのは、先ほど申したように、なかなか市民の負託に応じて議員の活動がそうになっているかということが市民に見えないからだと思えます。

しかし、我々が、やっぱり民主主義の原点に立つならば、今、議員を減らすかどうかというのは、大変大事な問題だと思うんです。議員定数の問題は、地域民主主義、住民自治の問題であり、先人たちが築き上げてきた一人一人の有権者の権利であります。

前、私たちが議員になろうと思うて、立候補する権利がなかった時代もありました。今は、25歳の誕生日を迎えて以後については、私も29歳で立候補して、当初、第3位で当選しましたがけれども、誰でも、25歳以上の有権者は立候補する権利が与えられました。

特に、私も高齢になりました、72歳になっておりますが、若い人たちが現役の子育て世代なども、女性なども、どんどん議会に進出してきて、やっぱり議会を活性化してもらい、声なき声、市民の声を取り上げて、大いに活発な議論をする議会になってほしいと思っております。

しかし、これ以上、今定数を減らすことになったら、そういう新しい思いを発して、市政を変えたいという若い人たちが進出する、その道が狭まってしまうことにつながりかねない。まさに、住民自治の縮小することになりかねない状況だと私は危惧しております。

振り返ってみますと、合併した当時は42人おりました。次の選挙で22人に減りました。また、次の選挙で20人に減りました。また今度、また2人減らすということでよいのでしょうか。

私は、市民の批判のあることは十分知っております。それだけに今、先日も委員長報告のときに意見述べましたように、定数のための特別委員会が設置されまして、議長も、これを委員会をつくったのは、ふやすこともある、現状維持もある、減らすこともあるということを何度も議長の口から私は聞いておりますが、そして、審議をしたと思うんですけれども、満場一致で18人にすることが決まったということでしたけれども、私は市民の批判に応えるということは、定数をさらに減らすか、減らさんかという議論よりは、もっと我々の活動を振り返ってみて、

どうやって市民の負託に応えるように、議会活動を改革するか、議員の活動をパワーアップするかということが求められているんじゃないかと思うんです。

しかし、そういう点が、十分議論をされなかったということを聞きまして、私もほんと残念に思いました。

よって、きょうは議員提案ということで、委員長が提案者になり、特別委員の皆さんが賛同者になって、ここに提案されました。

よって、長くなりますけれども、改めて、私は以下、3つの点に絞って、今、定数を2人減らすことには、反対だという理由を述べたいと思いますので、ぜひ議員の皆さんご賛同してほしいと思います。

1つは、私は、議員の皆さんが、これまで以上に多くの市民の皆さんの声をしらしんけん聞いていただき、その市民の切なる声を市政に反映させてほしいからであります。

合併当時よりも、既に22人減っているんです。22人も議員が減っています。さらに2人減らすということは、市民の声、民意を反映することの弱体化につながりかねないと思います。

現状を見ましても、旧香々地地域は、合併前までは12名であったものが、今は2名しか議員がいません。旧香々地だけではありません。周辺部については、本当に空き家がふえて、心が痛みます。少子・高齢化が進み、過疎が一番進行しております。香々地の人も、真玉の人も、高田に新しく家建てる人もふえてきております。こういう香々地、真玉だけではなく、都甲にしても、田染にしても、周辺部の状況を見た場合に、やはり私は20人の定数より減らすべきじゃないと思うんです。もっともっと、議員が周辺部の声をよく聞いて反映できるような、そういう役割を果たすことのほうが大事だから、私は2人減らすことに反対であります。

2つ目の理由は、議会は、行財政をチェックをする大きな役割があるからです。

地方分権の推進によりまして、国や県の仕事が市町村に回されました。市の職員の仕事もふえるばかり。高田の市の職員もしっかり勉強して、住民のために献身的に努力をしておりますが、そのことには敬意を表したいと思います。

しかし、全国的にはやはり市長や副市長などの目が行き届かず、監督不十分で、いろんな不正事件が起こるケースも起こっております。それだけに、議員も行財政の仕事がふえただけに、現在20人おる議

員がそれぞれ、もっともっと職員以上に勉強もしていただいて、本当に税金が公平・民主的に、市民のために使われているのか、無駄遣いはないのか、不正はないのかと、チェックを果たすことのほうが、もっと大事であり、2人議員を減らすということは、そのチェック機能が低下する、弱体化することにつながるからです。

しかも、私も43年議員を務めておりますけれども、この間、永松市長が19日の一般質問で、執行権だと言って開き直りましたけれども、こういう市長のもとでは、やっぱり議員が、減らすんじゃないくて、もっとパワーアップする、もっともっと執行部に対しても、チェックできる議会になることのほうが、市民は望んでいる、市民に役立つと思うからであります。

3つ目の反対の理由は、議会議員を今、2人減らすことは、議会改革にならないからだと思います。

確かに、議員の活動が見えない、発言する議員が少ないと批判の声があります。裏返してみれば、これは議員は市民のために、もっともっと働いてくれという、このやっぱり期待の声からなんですよ。だから、私は何回も言いますが、河野議長になりました、これまでの議長と違って、3年目になりましたね、前の井ノ口議長も日本一の議会を目指すと行って、随分頑張って、議会活性化委員会をつくって、活性化の方向を出しましたが、その後の議会は、これを従わなかったんですけどね。今度、河野議長も日本一の議会基本条例をつくろうということで張り切っています。川原委員長を先頭に議会活性化委員会の皆さんもそれぞれ英知を絞り出して、それぞれ意見述べて、立派な議会活性化条例案の策定作業を進めております。きょうも、この議会終了後、また続けます。これは、私も高田の議会、43年間振り返ってみても、画期的なすばらしいことだと思います。

よって、この定数削減よりは、この議会活性化条例を早く議決をして、議決するまでもなく、我々一人一人が、議会活性化条例で、議会の活動を変えようという、その幾つかでも、今実践することのほうが、市民にとって大事だというふうに私は思うからであります。

特に、議会としても、議会報告会を開くとか、市民の代表の意見を聞く、意見交換会なども持って、政策提案をする、議会が条例を提案できるような議会に大きく成長しようという、将来展望を持って、今議会改革が取り組まれようとしているんですけれ

ども、私は、そういう最近のこの議会の状況を見ても、今、定数を減らすよりは、大いに河野議長を先頭に、我々一人一人が議会活動のパワーアップをしていくことのほうが大事だと思うので、定数を2人減らすことには反対でございます。

もう長くなりますけれども、以上で終わりますが、議員の皆さん、よくよく考えてください。自分のことよりは、市民のことを考えて、本当に執行部と相対して堂々と物を言える、チェック機能を果たせるような議会になるためにも、私は議員を減らすべきじゃないので、ぜひ私の趣旨に賛同していただきますよう、心からお願いを申し上げまして、討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長(河野正春君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長(河野正春君) 日程第7、意見書案第3号及び意見書案第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) それでは、意見書案第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

小学校1年生、2年生と続いて実施されてきた35人以下学級について、さらなる拡充を国に求めています。予算措置されませんでした。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や、教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

さらに、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや、障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など、

生徒指導の課題も深刻化しています。

こうしたことの解決に向けて少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要であります。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として、少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。子どもたちが、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であります。

つきましては、2015年度政府予算編成において、下記2つの事項が実現されるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として、提出していただきますようお願いするものでございます。

以上、本意見書案についてご協賛くださいますようお願い申し上げます。

続いて、意見書案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

被災地の復興や、子育て、医療・介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々増加し、拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人の利益に対する税負担の見直しや、償却資産にかかわる固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要であります。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、つきましては、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、国に対して、下記8項目の事項を要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見

書として、提出していただきますようお願いするものでございます。

以上、本意見書案についてご協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号及び意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。

意見書案第3号について質疑をしたいと思っております。

この種の意見書は、もう毎年提出されておりますし、県内の今度の議会でも、それぞれ可決されておるようでありますが、豊後高田において、現状として、30人を超え、35人以下の小学校、あるいは中学校の現状把握をしているのか。高田において30人学級が実現することによって、あと何クラスふえて、何人ぐらいの教員がふえるというようなことを試算した上で提案しているかどうかですね、その実態がわかれば、説明してもらえませんか。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 質疑にお応えをいたします。

豊後高田市において、30人学級のこういった部分の把握をしているのか、そしてそれに30人学級にすれば、どの程度の教員があと必要になってくるのかという質疑だったと思っております。

私が把握しておりますのは、現在、周辺部の小・中学校では、ご承知のように、もう児童数、少子化で児童数は少なく、この辺、この部分には当てはまらないと思っております。大規模校、高田小学校、それから桂陽小学校、そしてまた、高田中学校あたりは、小学校1、2年生は35人以下学級でやっているというふうに認識をしております。中学校1年生についても、そういったことでやっているというふうに思います。

この意見書の趣旨は、やっぱり都市部の学校で、かなりの人数、子供たちが多いわけですから、その部分に向けての改善を要求するものと私は認識をしております。

したがって、豊後高田市の部分については、どれぐらい、30人にすれば、あと教員がどれぐらい要るのかということは把握はできておりません。

以上であります。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） もう一度質疑をしますが、今、答弁で、現状把握ができてないということはおわかりましたが、やはり毎年同じ趣旨のことを出しても、なかなか効果が出てない状況なんですね。そのためには、やはり、現場の声、現場の状況をつかんで、高田では、こうこうこういう状況なんだから、やっぱり全ての小・中学校で30人以下学級をやれというような文章にしたら、もう少し上級機関も応えてくれると思うんだけどね、一般的に、一応出さずじやなくて、そうしかったと思うんやけど、今後また、近藤議員がまた提案してくると思うんですけども、今後の提案については、もう少し高田の現状をつかんで、教員の意見も聞いて、父兄の意見も聞いてですね、高田に合う形の文章をね、現状を上級機関に反映できるような文章にしてもらったと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 質疑にお答えをいたします。

なかなか効果が見られない、出てないのではないかと。そしてまた、高田の現状、全ての学校でこういうふうになるように、文章等を今後は考えよということであったというふうに思います。

確かに、目に見える効果というのが、おっしゃるように、私も、なかなかこれ毎年、私の前の議員からと申しますか、随分前からこの意見書は出ているというふうに認識をしております。

一定程度の効果を私が感じておりますのは、聞くところによりますと、現在の政権与党の中でも、地方財政が厳しくなる中で、やっぱり義務教育は国の負担でやっぱりやるべきではないかという意見も出てきておるというふうに聞いております。

あとは、高田の状況、全ての学校で云々の、この文言でありますけれども、今後検討していきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

6月27日

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号及び意見書案第4号を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号及び意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 川原直記

豊後高田市議会議員 菅健雄